

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年	備考
平成22年度 PCMS改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田英治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年10月1日	(株)エスエスイー 愛知県名古屋市中村区名駅南1-17-29	会計法第29条の3第4項	6,518,111	6,510,000	99.9%	—	本システムには著作権(財産権及び著作者人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているもの、著作者人格権は現在稼働中のシステムを設計・開発業務をおこなった(株)エスエスイーが所有している。上記業者は、PCMSのプログラムについて、著作者人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回改良業務を実施するにあたって、同一性保持権を行使しない旨の協議等については整わず、同権利を行使する旨を当局に伝えている。よって、本システムの同一性保持権を有する上記業者以外の者に本システムの改良を実施させることはできない。よって、上記業者と随意契約を締結するものである。	平成23年度	
平成22年度 CCMS改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田英治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年11月30日	東芝ソリューション(株) 愛知県名古屋市中区西2-33-10	会計法第29条の3第4項	27,268,998	27,247,500	99.9%	—	CCMSのプログラムについては、著作権が発生しており、著作権(財産権)は中部地方整備局が所有しているもの、著作者人格権(同一性保持権)は現在稼働中のシステムの設計・開発を行った、東芝ソリューション(株)が所有している。上記業者は、今回の改良業務を実施するにあたって、同一性保持権の行使について協議したところ、同権利を行使する旨を中部地方整備局に伝えている。よって、本システムの同一性保持権を有する上記業者以外の者に本システムの改良を実施させることはできない。よって、上記業者と随意契約を締結するものである。	平成23年度	

平成22年度 PCMS改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田英治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年10月1日	(株)エスエスイー 愛知県名古屋市中村区名駅南1-17-29	会計法第29条の3第4項	6,518,111	6,510,000	99.9%	—	本システムには著作権(財産権及び著作者人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているものの、諸著作者人格権は現在稼働中のシステムを設計・開発業務をおこなった(株)エスエスイーが所有している。上記業者は、PCMSのプログラムについて、著作者人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回改良業務を実施するにあたって、同一性保持権を行使しない旨の協議等については整わず、同権利を行使する旨を当局に伝えている。よって、本システムの同一性保持権を有する上記業者以外の者に本システムの改良を実施させることはできない。よって、上記業者と随意契約を締結するものである。	平成23年度
平成22年度 CCMS改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田英治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成22年11月30日	東芝ソリューション(株) 愛知県名古屋市中区西2-33-10	会計法第29条の3第4項	27,268,998	27,247,500	99.9%	—	CCMSのプログラムについては、著作権が発生しており、著作権(財産権)は中部地方整備局が所有しているものの、著作者人格権(同一性保持権)は現在稼働中システムの設計・開発を行った、東芝ソリューション(株)が所有している。上記業者は、今回の改良業務を実施するにあたって、同一性保持権の行使について協議したところ、同様	平成23年度
平成22年度 出張所電子複写機賃借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官 森岡 泰裕 徳島河川国道事務所 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	平成22年10月29日	(株)金剛 徳島県徳島市新内町1-11-1	会計法第29条の3第4項	827,652	827,652	100.0%	—	本機器は、一般競争入札により3年拘束リースで導入後、平成22年10月31日で当初契約のリース期限を終了しているが、使用用途に対し、性能機能面において問題がないことから平成23年2月28日までの4ヶ月間再リース契約を行うものである。	平成22年度
デジタル複合機賃借及び保守一式	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長 長崎河川国道事務所 大儀 健一 長崎市宿町316-1	平成22年10月1日	リコージャパン(株)九州営業本部MA事業部 第2営業部 福岡市博多区博多駅東2-1-1	会計法第29条の3第4項	2,757,540	2,757,540	100.0%	—	本局一括契約へ移行するまでの間、再リースする必要があるため。	平成23年度
デジタル複合機賃借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長 大河川国道事務所 奥田 秀樹 大分市西大道1丁目1番71号	平成22年10月29日	(株)ネットエース 大分市牧2丁目14番3号	会計法第29条の3第4項	1,718,790	1,718,790	100.0%	—	本局一括契約へ移行するまでの間、再リースする必要があるため。	平成23年度
デジタル複合機・電子複写機賃借及び保守	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長 大河川国道事務所 奥田 秀樹 大分市西大道1丁目1番71号	平成22年11月30日	(株)ネットエース 大分市牧2丁目14番3号	会計法第29条の3第4項	1,760,436	1,760,436	100.0%	—	本局一括契約へ移行するまでの間、再リースする必要があるため。	平成23年度

1. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。

2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

3. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。